

公 告

令和2年度において静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格について、静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年静岡市規則第87号）第2条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

第1 物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る営業種目

大分類	営業種目 コード	営業種目
印刷	1-1	一般印刷
	1-2	製本
	1-3	地図印刷・航空写真
	1-4	青写真・マイクロフィルム
	1-5	その他（印刷類）
図書	2-1	一般図書
	2-2	その他（図書類）
事務用品・家具	3-1	一般事務用品
	3-2	用紙類
	3-3	OA機器・ソフトウェア
	3-4	事務機器・家具類
	3-5	その他（事務用品・家具類）
教育用品	4-1	学校教材・保育用品
	4-2	スポーツ用品
	4-3	給食用器材
	4-4	楽器・音楽用品類
	4-5	その他（教育用品類）
日用品	5-1	雑貨・家庭用品
	5-2	清掃器材

	5-3	寝具
	5-4	その他（日用品類）
被服	6-1	被服
	6-2	靴・履物
	6-3	その他（被服類）
室内装飾	7-1	シート・カーテン
	7-2	建具・たたみ
	7-3	その他（室内装飾類）
薬品	8-1	医療用薬品
	8-2	工業用薬品
	8-3	その他（薬品類）
医療・衛生	9-1	衛生消毒材料
	9-2	医療用機器
	9-3	介護用品
	9-4	その他（医療・衛生類）
記念品	10-1	記章・トロフィー
	10-2	イベント用品
	10-3	その他（記念品・イベント用品類）
看板・プレート	11-1	広告看板
	11-2	標識・標示板
	11-3	その他（看板・旗・プレート類）
電気製品	12-1	一般電気製品
	12-2	通信関係機器
	12-3	その他（電気製品類）
精密機器	13-1	カメラ・視聴覚機器
	13-2	理化科学試験研究機器
	13-3	測定・分析機器・度量衡機器
	13-4	その他（精密機器類）
機械器具	14-1	ボイラー・原動機
	14-2	建設土木・運搬機械

	14-3	水処理装置
	14-4	空調機・冷凍機
	14-5	ガス器具・石油機器
	14-6	厨房機器
	14-7	焼却装置
	14-8	その他（機械器具類）
輸送機器	15-1	自動車販売
	15-2	自動車修理・板金塗装
	15-3	自転車・オートバイ
	15-4	産業車両
	15-5	船舶・航空機（部品含む）
	15-6	自動車部品・用品
	15-7	その他（輸送機器類）
燃料	16-1	石油製品
	16-2	気体燃料
	16-3	各種高圧ガス
	16-4	その他（燃料類）
食料品・茶	17-1	食料品・茶
農業・園芸資材	18-1	生花・園芸資材
	18-2	その他（農業・園芸資材類）
動物・飼料	19-1	飼料
	19-2	動物
	19-3	その他（動物用品類）
消防・防災	20-1	消防自動車・ポンプ
	20-2	消防設備・消火器
	20-3	安全衛生保護具
	20-4	防災用品
	20-5	その他（消防・防災用品類）
一般資材	21-1	セメント・二次製品・生コンクリート

	21-2	道路舗装材
	21-3	建築資材・電設資材
	21-4	その他（一般資材類）
上下水道用資材	22-1	上下水道用材料
	22-2	水道メーター
	22-3	鉄蓋類
	22-4	濾過材
	22-5	その他（上下水道用資材類）
再資源買受	23-1	金属くず買受
	23-2	自動車スクラップ買受
	23-3	古紙買受
	23-4	中古車買受
	23-5	その他（再資源）買受

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有するものは、1年以上引き続きその営業を行っている者（物品の売却にあつては、この限りでない。）であるほか、次の表の左欄に掲げる契約の予定金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める等級に格付された者とする。

物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る契約1件の予定金額	等級
制限なし	A
300万円以下	B
200万円以下	C

第3 格付の評価項目及び審査基準

等級の格付を行う場合の評価項目は、次に掲げるところにより行うものとし、物品の製造の請負に係るものについては別表1に、物品の買入れ又は売払いに係るものについては別表2に掲げるところにより審査し、数値を付与したうえ格付する。

1 販売等の年間平均実績高

契約の種類ごとに、競争入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）の直前2年間の年間平均販売等の実績金額

2 経営規模

申請日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（個人にあつては次年度繰越純資本金の額をいう。）及び営業に必要な機械、工具、備品等の生産設備の現存価格（物品の製造の請負に係るものに限る。）

3 流動比率

直前決算における流動資産を流動負債で除したものに100を乗じて得た数値

4 営業年数

申請日の前日までの営業年数

第4 競争入札参加資格審査を申請することができない者

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていない者
- 3 1年以上引き続きその営業を行っていない者（静岡市が売却する物品を買い受ける業種についてはこの限りでない。）

第5 競争入札参加資格審査申請の方法

1 申請書類等の入手方法

- (1) 静岡市財政局財政部契約課において交付する。（静岡市契約課ホームページからのダウンロードも可能）
- (2) 郵送にて入手を希望する者は、A4判の用紙が入る返信用封筒に返送先住所、会社名等を記入し、210円分の切手を貼ったものを同封して静岡市財政局財政部契約課宛て請求すること。

2 申請の受付

(1) 受付期間

随時

（静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる日を除く。）

(2) 受付時間等

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 受付場所

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎10階 財政局財政部契約課（物品調達係）

(4) 郵送又は持参により提出すること。

3 申請に係る提出書類

(1) 法人 別表3のとおり

(2) 個人 別表4のとおり

4 申請に係る提出書類の作成に使用する言語等

(1) 物品競争入札参加資格審査申請書及び添付書類のうち、静岡市の様式による書類については、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

(2) 物品競争入札参加資格審査申請書以外の添付書類等のうち、金額欄については、申請日における外国貨幣換算率（出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の規定により定められたものをいう。）により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 その他

(1) 詳細は「令和2・3年度物品競争入札参加資格審査申請（随時）の御案内」によること。

(2) 「令和2・3年度物品競争入札参加資格審査申請（随時）の御案内」及び申請書類等は、静岡市ホームページからダウンロード可能。

第6 競争入札参加資格審査結果の通知

等級の格付を決定したときは、速やかに当該申請者に通知する。

第7 競争入札参加資格の有効期間

格付の決定がなされた日の翌日から令和4年3月31日まで

第8 照会先

郵便番号 420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市財政局財政部契約課物品調達係

電話 054-221-1347

別表 1

物品の製造の請負に係る評価項目及び審査基準

1 総合評価

等級	総合数値
A	80点以上
B	70点以上80点未満
C	70点未満

2 製品の年間平均実績高の付与数値

数値	実績高	数値	実績高
55	1億円以上	40	500万円以上1,000万円未満
50	5,000万円以上1億円未満	35	100万円以上500万円未満
45	1,000万円以上5,000万円未満	30	100万円未満

3 自己資本額の付与数値

数値	自己資本額	数値	自己資本額
10	5,000万円以上	4	100万円以上500万円未満
8	1,000万円以上5,000万円未満	2	100万円未満
6	500万円以上1,000万円未満		

4 生産設備の額の付与数値

数値	生産設備の額	数値	生産設備の額
15	5,000万円以上	6	100万円以上500万円未満
12	1,000万円以上5,000万円未満	3	100万円未満
9	500万円以上1,000万円未満		

5 流動比率の付与数値

数値	流 動 比 率	数値	流 動 比 率
10	95%以上	4	60%以上70%未満
8	80%以上95%未満	2	60%未満
6	70%以上80%未満		

6 営業年数の付与数値

数値	営 業 年 数	数値	営 業 年 数
10	10年以上	4	5年未満
7	5年以上10年未満		

別表2

物品の買入れ又は売払いに係る評価項目及び審査基準

1 総合評価

等級	総合数値
A	80点以上
B	70点以上80点未満
C	70点未満

2 商品の年間平均実績高の付与数値

数値	実績高	数値	実績高
65	1億円以上	50	500万円以上1,000万円未満
60	5,000万円以上1億円未満	45	100万円以上500万円未満
55	1,000万円以上5,000万円未満	40	100万円未満

3 自己資本額の付与数値

数値	自己資本額	数値	自己資本額
15	5,000万円以上	6	100万円以上500万円未満
12	1,000万円以上5,000万円未満	3	100万円未満
9	500万円以上1,000万円未満		

4 流動比率の付与数値

数値	流動比率	数値	流動比率
10	95%以上	4	60%以上70%未満
8	80%以上95%未満	2	60%未満
6	70%以上80%未満		

5 営業年数の付与数値

数値	営業年数	数値	営業年数
10	10年以上	4	5年未満
7	5年以上10年未満		

別表3

提出書類(法人)一覧表

番号	書類の名称	書類の説明等	提出対象者
1	物品競争入札参加資格審査申請書 (市の指定用紙)	申請者欄の印は、法務局に登録してある会社の実印を押印してください。	全員
2	静岡市物品競争入札参加資格審査調書(市の指定用紙)		全員
3	委任状 (市の指定用紙)	入札・見積・契約の締結を特定の代理人に年間を通じ委任する場合のみ提出してください。 例) 本社・本店等から支店・営業所等へ委任する場合など	該当する場合のみ
4	印鑑証明書 (コピー可、縮小・拡大は不可)	法務局が証明するもの	全員
5	登記事項証明書 (コピー可)	申請地の法務局が証明するもの	全員
6	納税証明書 (コピー可)	① 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (「その3又はその3の3：未納税額のない証明」税務署発行のもの)	全員
		② 法人市民税納税証明書 (決算期により証明される直近2年度分。静岡市に納めたもの)	静岡市に
		③ 固定資産税(償却資産を含む)納税証明書 (静岡市に納めた直近2年度分)(申請時点において納期到来分は完納していること。)代表者の個人名義の資産に課税されているものは不要です。	納税義務のある方のみ
7	財務諸表 (コピー可)	申請日の直前2年間分の決算時における貸借対照表、損益計算書	全員
8	会社案内書等	会社等の営業内容・事業内容等を示したもの	作成している場合のみ

9	営業許可証等の写し	官公庁の許可、認可がないと営業ができない業種の場合	該当する場合のみ
10	印刷設備明細書 (市の指定用紙)	営業種目コード1-1、1-2、1-3、1-4で申請する場合	該当者する場合のみ
11	車両整備機器明細書 (市の指定用紙)	営業種目コード15-2の自動車修理で申請する場合 ※修理中の車両災害保険加入証明書又は保険証書の写しを必ず添付	該当する場合のみ
12	暴力団排除に関する誓約書兼同意書・別紙役員等氏名一覧 (市の指定用紙)	誓約者は、この表「1 物品競争入札参加資格審査申請書」の申請者と同じになります。	全員
13	受付済証(控) (市の指定用紙)	商号又は名称を2箇所記入してください。	全員
14	法人番号通知書の写し	国税庁からの通知書の写し	全員
15	封筒(長形3号又は4号)	受付済証の送付用。84円切手を貼付し、宛先明記したもの	全員

■ 事業協同組合等(上記提出書類のほか、下記1～3も提出すること。)

1	組合定款(コピー可)		全員
2	組合員役員名簿(コピー可)		全員
3	組合員名簿(コピー可)		全員

※注意 各証明書及び謄本は、申請書提出日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

納税証明書に滞納がある場合は、申請書類の受理はできません。

別表 4

提出書類（個人）一覧表

番号	書類の名称	書類の説明等	提出対象者
1	物品競争入札参加資格審査申請書(市の指定用紙)	申請者欄の印は、市区町村に登録してある事業主の実印を押印してください。	全員
2	静岡市物品競争入札参加資格審査調書(市の指定用紙)		全員
3	委任状 (市の指定用紙)	入札・見積・契約の締結を特定の代理人に年間を通じ委任する場合のみ提出してください。	該当する場合のみ
4	印鑑証明書 (コピー可、縮小・拡大は不可)	市区町村長が証明するもの	全員
5	登記事項証明書 (コピー可)	「登記されていないことの証明」(成年被後見人、被保佐人であることの記録がない旨を証するもの)は、東京法務局が証明するもの	全員
6	身分証明書 (コピー可)	本籍地の市区町村長が証明するもの	全員 ※外国人の方は除く
7	納税証明書 (コピー可)	① 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (「その3：未納税額のない証明」税務署発行のもの)	全員
		② 市民税の納税証明書 (静岡市に納めた直近2年度分)(申請時点において納期到来分は完納していること。)	静岡市に納税義務のある方のみ
		③ 固定資産税の納税証明書 (静岡市に納めた直近2年度分)(申請時点において納期到来分は完納していること。)	

8	財務諸表 (コピー可)	前年分、前々年分所得税青色申告決算書(一般用)の貸借対照表及び損益計算書、青色申告以外の方は確定申告書又は市県民税申告書等	全員
9	営業案内書等	営業内容・事業内容等を示したもの	作成している場合のみ
10	営業許可証等の写し	官公庁の許可、認可がないと営業ができない業種の場合	該当する場合のみ
11	印刷設備明細書 (市の指定用紙)	営業種目コード1-1、1-2、1-3、1-4で申請する場合	該当する場合のみ
12	車両整備機器明細書 (市の指定用紙)	営業種目コード15-2の自動車修理で申請する場合 ※ 修理中の車両災害保険加入証明書又は保険証書の写しを必ず添付	該当する場合のみ
13	暴力団排除に関する誓約書兼同意書・別紙役員等氏名一覧 (市の指定用紙)	誓約者は、この表「1 物品競争入札参加資格審査申請書」の申請者と同じになります。	全員
14	受付済証(控) (市の指定用紙)	商号又は名称を2箇所記入してください。	全員
15	封筒(長形3号又は4号)	受付済証の送付用。84円切手を貼付し、宛先明記したもの	全員

※注意 各証明書及び謄本は、申請書提出日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

納税証明書に滞納がある場合は、申請書類の受理はできません。